

高齢化社会における中国公的年金制度の課題

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻

王 逸 飛

要旨

高齢化¹は世界共通の課題である。1990年代以降、どの国も経験したことのない未曾有の速さで高齢人口の比率が上昇することになる。高齢化に伴って、世界の国々には公的年金制度の財政破綻などの問題に直面し、年金制度改革を迫られてきた。この中、計画経済から市場経済への経済体制の移行過程にある中国は深刻な高齢化問題を抱え、1990年代後半に抜本改革も実施された。

高齢者の増加は中国の経済社会にマイナス影響を及ぼしている。具体的には、主に定年退職者数の増加と定年退職者社会保険福利費が増加していることである。高齢化の進展と正比例にして定年退職者数も急速に増加し、年金保険財政を圧迫している。そのため、1990年代以降、伝統な保障方式を改めて、政府の負担を軽減することが中国における年金制度設計の主要な方針であり、それは、年金制度改革の世界的潮流とも合致している。しかし、中国の年金制度の改革においては、個人口座の導入を通じて、国家・企業・個人の三者負担が共同で負担する「資金源の多チャネル化」の目標を実現したが、政府の役割を制度供給と最終的な保障だけに制限したため、直接的な法的責任を欠いていることが指摘できる。

本稿は中国の社会保障制度にさまざまな課題をもたらした背景としての人口構造と高齢化の特徴を注目して、都市部の「企業職工基礎養老保険制度」を中心に分析する。そして、これらの要因は年金制度にどのような影響を与えていたか、それをうけて、年金制度の構造はどのような特徴を持つようになったのかを整理しながら、中国の年金制度改革の特質を検討したうえで、今後の年金制度の改革方向性を提示する。

キーワード

公的年金制度、年金改革、高齢化

Challenges of the Public Pension System in China in an Aging Society

WANG Yifei

Abstract

This paper presents the literature on the history of the pension system in urban China. Since the economic reform in the 1980s, pension systems have been managed by companies. However, this reform has not proceeded smoothly. Presently, the financial crisis is causing pension, distributed management, and other problems. This paper focuses on population structure and the aging of the Chinese population and analyzes the effects of these changes. Finally, we propose a direction for

reform of the old-age insurance system.

Keywords

Public pension system, Pension reform, aging

序章

公的年金制度²に関する研究はさまざまなアプローチから取り込むことができる。大まかに分類すれば、新古典派経済理論に依拠する視点と福祉政策論の立場からアプローチに分類することができる³。年金制度に関して、新古典派理論に依拠する経済学者は、特に年金財政の維持可能性、制度運営、財源調達方式及び年金制度の経済効率、所得分配などに与える影響を分析してきた。他方、福祉政策論の立場からは、国民の生存権と国家責任原理の視点から年金制度の役割やあり方を論じてきた。本稿は主として中国年金制度の変遷と特徴を人口構造の変化との関連で分析し、今後の年金制度が目指すべき方向を提示するものである。したがって、基本的には前者のアプローチに近いが、中国年金制度改革方向について、農村と都市部を統合して全国民をカバーできるような年金制度を目指すべきであるとの視点から分析を行っており、その点では福祉政策論の立場からのアプローチも採用している。

中国の年金制度とその改革について、既に多数の研究が蓄積されてきたが、中兼（2000）も強調しているように、中国の社会保障制度がもつ質的に特有な性格に迫るための、年金制度と経済制度との関連、年金制度と経済制度の全体的な変化との関連を解明する分析視点が欠如している。世界銀行レポート（2005）は年金制度にあたって制度設計の選択肢などが強調したが、中国は現在計画経済から市場経済に移行する過程にあるので、年金問題を考える場合、その経済体制移行期という大前提を無視できない⁴。そのほか、制度分析についても、多くの蓄積がある。例えば、年金制度改革の地方分散を論じた沢田（2000）、計画経済期

から「改革・開放」後までの社会保障制度の変遷と改革を総合的に整理した劉（2002）、中国社会保障制度の全分野を分析対象とし、その展開を詳しく考察した張（2001）、農村部の社会保障制度を分析した王（2001、2004）、中国の社会保障制度改革について、制度的な仕組みの転換（企業保障から市場化へ）を目指す方向が地方主義の根強さや都市と農村の二重構造が存在しているため、成功していないと指摘した石原（2003）、その他、日本労働研究機構（1998）、沙（2000）、大塚・日本経済センター（2002）、金子・何（2000）、何（2008）、陳（2005）などの研究である。本論文は、これら研究の成果に依拠している。

中国の年金制度に関する関心は、年金制度が現在直面している年金財政問題と年金制度のデザインや運営方法をどうするべきかという問題に集中しており、年金制度自体の設計や変化の過程に関する研究はまだ少ない。一方、研究者の脚光を浴びた年金財政問題についても、多くの先行研究では、年金制度自体の収支均衡のみに注目して年金財政を論じている。例えば、王（2000）何ほか（2002）では、政策規定と公表したマクロデータに基づいて推計したが、年金財政が長期的に維持不可能との結論であった。そして、現行制度の財政を維持するために、保険料の引き上げを提起したり（孫（2001））、代替案として完全な積立方式へ移行を主張する学者もいる（趙・徐（2001））。しかし、いずれにして、年金制度自体はどのようにかわってきたのか、そして、人口構造の変化は現在の年金財政危機を発生する主因かどうかについて明らかにしていない。

本稿は、中国の高齢化社会の形成と特徴などを考察し、高齢化社会が中国における従来の老後扶養方式と年金制度に与える影響を分析するととも

に、従来の国有企業を中心とした中国の年金制度の構造変化を明らかにすることによって、中国の年金制度改革の政治的意図を指摘したうえで、そのことが年金制度問題とどのような関連しているのかを明らかにして、年金制度改革の今後の方向性を提起したい。

第1章 中国における高齢化社会の形成

1. 中国の高齢化社会の形成と特徴

中国における、高齢化の背景には先進国と同様に国民生活レベルの向上、医療技術、医療施設の改善による死亡率及び出生率の低下などがあるが、70年代の後半から政府主導で実施されてきた計画出産政策（1人っ子政策）の影響が大きい。1949年以前には、中国は、高出生率、高死亡率それに低い自然増加率を特徴としていた⁵。

1840年から1949年までの109年間、平均年増加率はわずかに1000人当たり2.5人であった。しかし、1949年以降の出生率は相当高く（1949～57年には1000人当たり32～38人）、死亡率も、医療の未発達にもかかわらず、食料がより平等にすべての人々に行き渡るように配分されたので、著しく下

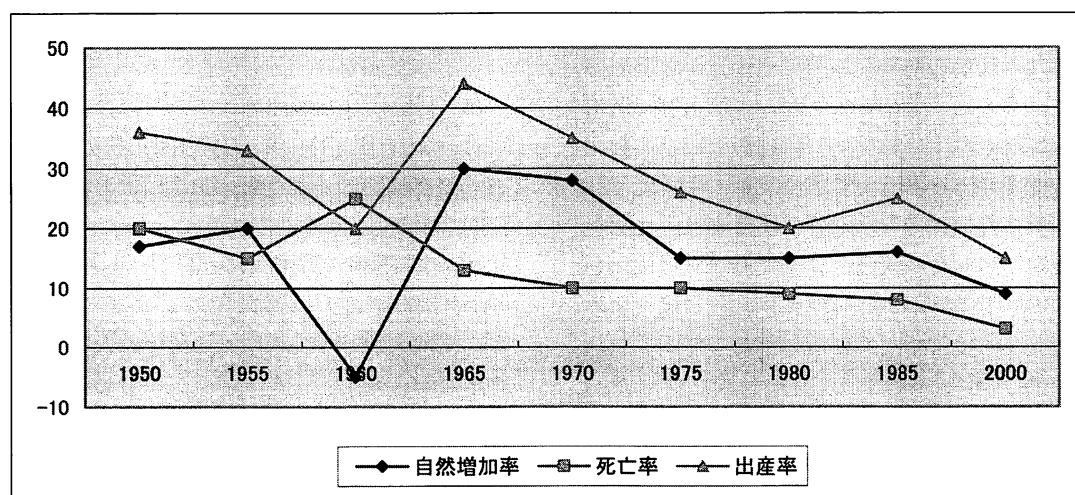
がった。

その結果、自然増加率が高くなつた（1949～57年には1000人当たり16～25人）。これが中国での最初のベビー・ブームである。1953年の最初の国勢調査の結果は、中国政府が最初の出産計画キャンペーンを始めるきっかけとなった。そして1956年、公式に産児制限を奨励し、政府は出産計画担当の人員を養成し始め、大規模なキャンペーンを開始した。

1958年の「大躍進」政策とそれに3年間わたる自然災害によって生活水準の低下のために、1959年から1961年にかけて死亡率は著しく上昇し（死亡率は1960年には1000人当たり25.4人）、出生率と自然増加率が実質的に下がつた（増加率は1960年には1000人当たりマイナス4.57人（図1-1））。

1962年には常態に戻つて、死亡率は1000人当たり10人に下がつたに対し出産率が1000に当たり43.4人に高くなつた。

1962年には中国国务院は出産計画キャンペーンを始め、引き続いてすぐに、全国規模で出産計画の方法と晩婚が奨励された。しかし、こうした出産計画についてのキャンペーンが実を結び始めた時、文化大革命が始まり、この新しいプログラム



出所：チェン・イ（1991）「中国の人口政策－新たな挑戦と方策」国際家族法学会第6回世界会議国内委員会編『高齢化社会－その苦悩と政策への挑戦』49頁と顧宝林（2006）「中国出産の改革」若林敬子編『中国人口問題のいま』89頁より筆者作成

図1-1 中国1949～2000年の人口推移（1000人当たりの割合）

を中断させることになった。さらに、出産計画の行政側のコントロールもなくなり、1962–70年の出産率はきわめて高く（1000人当たり33.4–43.4人）、自然増加率も非常に高かった（1000人当たり25.5–33.3人）。これが中国の第2次ベビー・ブームであった。

1971年から1979年までの間、中国政府は、家族計画について3つの要素を強調した効果的なキャンペーンを始めた。

「晩」—晩婚。女性は20代半ば、男性は20代の末。

「稀」—子供を生む間隔を広げる（3–4年）。

「少」—少生。都市部では夫婦1組につき子供2人以内。農村部では3人以内。

「晩・稀・少」政策により、1970年から1979年の間に、出生率を1000人当たり33.4人から17.8人へと、自然増加率を1000人当たり25.8人から11.6人へと急激に低下した⁶。

1960年代および1970年代初めに生まれた子ども達の大集団が結婚年齢に達すと、1家族に子供2人であっても、少なくとも今後50年間は、かなりの人口増加をもたらすだろうと予想され、この防止策として、1979年に中国政府は、有名な1夫婦につき子供1人を主唱する産児制限キャンペーンを始めた。

このように計画出産政策が採られたことによって、1970年代から80年代初頭に出生力がきわめて急激に減少した。その後もとりわけ都市部で低出生力が維持されているので、中国の人口は高齢化が進行することとなった。

中国都市部における合計特殊出生率は、1960年代の後期には女性一人当たり子供3.3人に落ち、さらに、1981年には1.4人に低下し、それ以降も極めて低いレベルで推移している。それに伴って、高齢化率が上昇し始めた。「一人っ子」政策が始まった直後の1980年の高齢化率は4.7%であったが、1990年には5.6%になり、2002年には7%になった。そして、2005年には高齢化率が7.5%となつた。人口構造の点で高齢社会とみなされるのは高齢化率が14%以上に達することであるが、中国の高齢化率は2028年にはこの水準を上回ることが予測されている⁷。

杜（1994）は、中国の人口年齢構造、出生・死亡率の変化を分析して、中国の高齢化が以下の三段階に沿って進展していくことになると予測している⁸。

① 第一段階 人口高齢化の前期段階（1990–2003年）

この段階では中国が中年型社会から老年型社会へ移行した。60歳以上の高齢人口は、1990年の9700万人から2000年の1.33億人を経て、2003年には1.36億人に増加した。1996年に60歳以上の高齢人口は1.17億人で、総人口の9.5%を占め、2003年にはその比重が10.2%に上昇した。65歳以上の高齢人口の比率は2002年に7%となり、年齢中位数は30歳を超えた。従って、中年型社会から老年型社会への移行を完了したことになる。

② 第二段階 人口高齢化の発展段階（2003–2020年）

第二段階では、人口の年齢構造が急速に変化し、60歳以上の高齢人口は2003年の1.36億人から2020年に2.3億人に増え、その比率も10.2%から15.6%に上昇する。65歳以上の高齢人口は10.85%に上り、年齢中位数は36.67歳になる。中国はこの時期に典型的な高齢化国家になる。

③ 第三段階 人口高齢化のピーク段階（2020–2050年）

第三段階では高齢化の比率が急速に上昇する。この段階では、1950年代から60年代に生まれた人々が高齢期に入るため、60歳以上の高齢者数は2.3億人から4.1億人に増え、総人口に占めるその比重も15.6%から27.45%に上昇し、年齢中位数は43.7歳になる。人口高齢化のピークを過ぎてから、高齢人口、年少人口と生産年齢人口の比例関係は次第に安定し、総人口に占める高齢者人口の比重も徐々に下がっていくことになる⁹。

中国の高齢化の特徴は多くの研究で明らかにしたが、それらを要約する。

- 1 高齢者人口の規模が大きいことである。中国の膨大な高齢者人口が終始一貫世界ランキング第1位でその比重が年々増加していることであ

る。

2 高齢化のスピードが速いことである。65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、7%から14%になるまで要する時間はすでにみたように、中国の場合はおよそ24年しかからない。

3 地域間の差が大きいことである。中国の高齢者人口は多いが、その地域分布が不均衡なので各地域が高齢化社会に踏み込んだ時期は異なり、明らかに西低東高の特徴がある。また、都市部と農村部の間にも高齢化の差が存在し、農村部の高齢化率は都市部よりやや高い。

4 先進諸国の高齢化は、工業化、都市化ならび近代化に伴って現れた現象なので、高齢化の進展速度と1人あたりGNPの増加とは基本的に同調している。これに対して中国の高齢化は政府主導型の人口抑制、計画出産政策の実施に伴って生じている現象なので、高齢化の進展速度は工業化、近代化の進展速度と同調していない¹⁰。

このように経済発展レベルがまだ低い段階に高齢化を迎えるれば、多くの問題が生じることは避けられないが、直面するのは、老人扶養問題と年金費用問題である。

第2章 老人扶養危機と急増する年金費用

中国における伝統的な高齢者の扶養は、基本的に以下の3種に大別することができる。

第1は、高齢者人口の約7割をしめる農村老人で、多くは子女に扶養され、若干本人の労働や配偶者に頼る。

第2は、都市部での職員・労働者の定年後の老人で、「退休金」をうけ経済的に自立するが、生活的の面倒は家庭内扶養を中心になっている。

第3は、よる辺のない老人で、親戚や友人及び政府によって社会的救済される。主に福利院や敬老院に施設収容される場合と「五保戸」のように在宅扶養されるがある。

老後の生活保障を子供に全面に依拠せざるをえないという「養児防老」の構造が多産の重要な動

機でもある¹¹。しかし、計画出産を推進することと農村部の出稼ぎ労働者が大量に都市部へ流出することによって、こういった家族機能が崩壊し始めている。

さらに、近年、高齢人口の増加により、都市部において4:2:1構成¹²の家庭が急激しており、35%の家庭は4人の高齢者、49%の家庭が2~3人の高齢者を扶養しなければならない¹³。もし3代目も一人っ子の場合、3代目の夫婦はもっとも多く12人の高齢者を扶養する可能性がある。一人っ子政策では、将来に労働人口の減少をもたらし、世帯間扶養で成り立つ社会保険財源の提供者を減少するだけではなく、従来からの中国の家族における老親扶養の危機をも意味する。

もう一つ影響は、経済社会にマイナス影響を及ぼしている。具体的には、主に定年退職者数の増加と定年退職者社会保険福利費が増加していることである。高齢化の進展と正比例にして定年退職者数も急速に増加してきている。1978年には都市部門の定年退職者数が314万人にすぎなかったが、1998年にその11.4倍の3593.6万人に達している。しかもその大半が国有部門の退職者数で占められている。1997年を例にみれば、国有部門の定年退職者は2637万人で全体(3340.7万人)の78.7%を占めている¹⁴。現役労働者対定年労働者(年金受給者)の割合がすでに著しく低下している。

表2-12が示すように、定年退職者1人対して現役労働者は1978年からの30人から2002年の3人に急落した。その割合は今後さらに低下していく。

表2-1 全国定年退職者対現役労働者数比

	定年退職者(万人)	対現役労働者比
1978	314	1:30
1980	816	1:12.8
1985	1637	1:7.5
1990	2301	1:6.1
1995	3094	1:4.8
2000	3675.8	1:3.5
2002	4222.8	1:3

出所：王文亮編(2008)『現代中国の社会と福祉』 111頁

表2-2 国有部門離職、退休、退職者の保険福利費（単位：億元）

項目	1990年	1992年	1994年	1997年
合計	375.2	563.2	1022.0	1733.6
離休費	32.4	44.2	96.7	152.1
退職費	190.0	273.4	628.2	1183.9
退職生活補助金	3.5	4.7	8.6	17.3
医療衛生費	62.7	98.1	163.6	240.6
葬儀、扶養救済金	6.5	8.5	14.5	—
交通費補助金	2.9	4.8	10.8	—
冬期暖房費	—	—	6.7	—
その他	77.2	129.5	92.9	130.6

出所：大塚正修・李粹蓉（2002）「中国の社会保障制度の特徴」大塚正修・日本経済研究センター（2002）編「中国社会保障改革の衝撃」41頁より筆者作成

もうひとつの定年退職者社会保険福利費であるが、中国には社会保障についての財政支出、企業支出などを合計した数字ではなく、社会保障経費が国民経済にどの程度の負担になっているのか正確に把握することは困難である。これに近い数字として社会保険福利費がある。これには、文教、娯楽、体育費用、農副産物生産補填費が含まれていたため、実際の支出より若干過大となっている。それも1998年以降は公表されていない。社会保険福利費の構成比をみれば、退職保険福利費（離休・退休・退職の保険費用）がもっと多く、1997年には年金費用が1733.6億元で国有部門保険福利費の67.2%を占め、トップに立っている¹⁵。1978年に297元しかなかった国有部門の1人当たり年金費用が、1997年には5890元にも達している¹⁶。ちなみに1998年には中国の年金費用総額が2073.7億元で対前年比、15.8%増加した。

高齢者人口の急増は年金保険財政を圧迫しかねない問題である。年金費用の増加速度が労働部の予測をはるかに上回っている¹⁷。さらに、年金費用の急増にはインフレの影響もある。インフレに対応するため、退職生活補助金を増やしてきたからである。もう一つは退職金を引き上げることによって従業員の早期退職を奨励するという企業側のリストラ措置も重要な要因である。いずれにせよ、定年退職者の急増にともない、年金負担が年々増加する一方である¹⁸。

以上みたように、人口の高齢化の影響は年金保険財政を圧迫している。そのため、1990年代以降、伝統な保障方式を改めて、政府の負担を軽減することが中国における年金制度設計の主要な方針であり、それは、年金制度改革の世界的潮流とも合致している。中国の年金制度の改革においては、個人口座の導入を通じて、国家・企業・個人の三者負担が共同で負担する「資金源の多チャネル化」の目標を実現したが、政府の役割を制度供給と最終的な保障だけに制限したため、法的な直接の責任を欠いている。その点が、先進国との根本的な違いである。

第3章 年金保険制度成立・変容・特徴

中国の年金保険制度は1951年の「労働保険条例」により作られたが、いくつの段階をへて97、05年の年金改革を迎えるようになった。しかし、人口の約7割を占める農村部の人々に対する老後の所得保障は、国一部で「新型農村住民養老保険制度」を始めたが、まだ家族扶養に依存している場合が多い。この点を注意しながら、以下、都市部の国有企业労働者に関する年金保険制度の推移と現状について整理しよう。

1. 年金保険制度の成立とその変容

1951年に公布された「中華人民共和国労働保険

条例」によって、企業正規従業員を対象とした企業に関する年金保険制度が確立した。一定規模の国有企业と公私合営企業は、賃金総額の3%を労働保険金として全国総工会に拠出し、これをもとに退職後の老齢年金を支給することを制度化された。その後、1955年に「国家機関人員の定年退職に関する暫定規定」が公布され、一時期に企業と公務員の2つ年金保険を統合した。

この規定は1966年まで続け、「文化大革命」のため一時中断され、その後の社会的混乱から総工会も労働保険金の運営・管理など活動停止を余儀なくされた。その結果、労働保険条例に定められた保障水準を企業ごとに労働者の引退生活を保障したのは国営企業、公私合営企業であった。すなわち、この時期で、中国の年金制度は実質的に統一的に計画管理する社会プールの機能を失って、「企業保険」へ変質した。1978年、文化大革命の終結とともに、国務院は、「老弱・病気・障害をもつ幹部の生活保障に関する国務院の暫定規定」（国務院關於安置老弱病残幹部的暫行弁法）と「企業労働者・職員の一般退職、中途退職に関する国務院の暫定方法の規定」（国務院關於工人退休・退職的暫行弁法）を公布し、この2つの公文書によって、企業の年金保険と国家機関の年金保険が再び分離された。定年退職制度を改正し、年金の最低給付ラインを初めて定め、かつ年金のレベルを大幅に引き上げた。企業従業員の年金費用は、その所属する企業が営業外支出として自費負担する。国家機関・事業部門の年金費用は、その機関・部門の経費支出として国家財政で賄われる。

2. 国有企業改革に応じた年金改革

しかし、1978年の「改革・開放」政策以降、経済体制改革を行った。経済体制改革の目的は、「計画による資源配置から、市場による資源配置へ」の移行であり、従来の社会主义計画経済への市場メカニズムの導入である。市場経済化が進められ、かつての計画経済期のあり方が大幅に改革されるように至った。それについて1978年「暫定規定」にもとづく年金制度の問題点を顕著化し

た。重い養老・医療など本来的に国家が負担しなければならない保障を負担している国有企业は、非国有セクターと公平的な競争しなければならない。そうすると、古い国有企业ほど、現役労働者に対する退職労働者の比率が非国有セクターと比較して極めて高く、企業がその負担に耐えられなくなっている。一方で、非国有セクターは1978年以降に誕生したから、労働者の年齢構造は相対的に若く、余剰人員と福利厚生の負担が国有企业よりも軽いため、国有企业はますます不利な競争条件に置かれた。また、こうした企業従業員の年齢構成の高齢化は国有・非国有企業の摩擦だけではなく、同一企業内でも世帯間の摩擦を引き起こし、「企業保険」の継続が困難になりつつある。

この状況を改善するために、1994年から、中国は国有企业改革に乗り出し、赤字国有企业の構造調整を進めてきた¹⁹。国有企业改革は「改革・開放」政策の実施以来の20年間余りにわたり、中国政府が取組んできた最重要課題の一つである、中国政府は1978年から国有企业をめぐって、労働契約制導入、経営自由権拡大など政策調整を頻繁に行ってきましたにもかかわらず、1998年までに国有企业の40%以上が赤字となっている²⁰。その理由の一つは、社会保障の負担が重すぎることである。

この時期から、中央政府は、国有企业の存在意義を、都市部の雇用維持から収益確保へと転換し、収益が改善できなければ、幹部の更迭、大量の人員削減もやむなしという立場を取り始めた。

このような背景の中で、国有企业の負担を軽減することを目的として、いくつの施策の一つは、企業保険から社会保険への転換が求められるようになった。1991年に国務院は「国務院の企業労働者・職員養老年金保険制度の改革に関する決定」（「關於企業職工養老保険制度改革的決定」（国發〔1991〕33号）を発布し、養老年金保険制度の今後の方針を定めた。これは従来の企業ごとの老齢年金制度に依存した年金制度をあらためて、企業からの保険料を年金基金が集めて管理し、基金が国有企业から引退した人へ年金給付を支給する社会保険としての年金制度に転換していくことを図っ

たものであった。その後、1995年に「國務院の企業労働者・職員養老年金保険制度改革の進化に関する通知」(國務院關於深化企業職工養老保險制度改革的通知)が公布され、年金制度の社会プールと個人口座の相互結合の原則が確定された。この通知により、一律の賦課方式を改めて、年金財源の主要部分を積立方式で、基礎給付だけを賦課方式で賄うになった。いわゆる年金財源は複合型財源方式に変更した。これは、世界銀行の1994年次報告書に打ち出した「3つの柱からなる年金制度」の理念と符合した改革だったという。しかし、1995年改革案が普及すると共に、結果的に年金制度の分散化を促しただけではなく、地方年金財政危機を頻繁に発生していた。

1997年には、世界銀行が中国における年金改革に関する報告書をまとめた。この報告書では、中国の高齢化率の推移値を推測するとともに、賃金上昇率、利子率、労働率など要素を想定して、現行複合型財政方式を維持できる保険料率の将来推計を予測した。それをうけて、國務院は1997年に「企業労働者・職員統一的基本養老年金保険制度の確立に関する決定」(「國務院關於建立統一的企業職工基本養老保險制度的決定」)を公布した。この通知により、年金の所得代替率を低く制定したため、給付水準は大幅に低下した。さらに、管理部門の対立を解消するため、1998年3月、國務院に全国的な労働と社会保障を担当する「労働・社会保障部」が新設され、社会保障制度の総合的管理が始まった。

しかし、この制度を実施後、一部定年退職者が多い地域は財政悪化し、賦課方式による給付原資を社会プール分だけで確保できない状況になり、本来に年金財政軽減した目的ができなかった。1998年は、年金基金残高は赤字になっていた。1999年の場合は、全国の平均支出は赤字ではないが、各省、地域では状況をさらに悪化させている。財政が悪化した地域において、賦課方式による給付原資を社会プール分だけで確保できず、個人口座からの資金の流用による個人口座の実質残高が消える事件(空口座問題)が頻発していた²¹。

このために、中国政府は、2000年に「試行法案」を制定し、2001年から遼寧省地域をモデルケースとして実験を行った。遼寧省がモデルとして選考された理由は、歴史的に多くの国有重工業企業が存在しており、当時退職者や失業者を多く抱えていたことから、この遼寧省での実験が成功すれば、他の地域でも援用が出来るとの考えがあったからである。遼寧省等での試行結果、および2005年の世界銀行から示された年金制度改革のアドバイスを受け、2005年「企業従業員の基本養老保險制度の改善に関する國務院の決定(38号)」が公布され、保険料、配分比率、給付水準等を再調整した。

3. 新旧制度の比較

中国の年金制度は以上のような歴史をへてきたが、95、97、05年改革によって確立された制度と1978年「暫定規定」に基づく年金制度が併存している。それでは、新制度と旧制度を比較して、変化した点についてみていく。(表3-1)

負担について、旧制度では国と企業による全額負担だったに対し、新制度はこれらの負担に加えて、年金加入者本人も1部負担するようになった。給付水準は旧制度と比べると、所得代替率が低く制定していることがわかる。年金保険の適用対象は、旧制度は主として国有企業・国家機関・事業単位などの労働者を対象としたものであり、適用対象が限られていたが、新制度は都市部にあるすべての企業と従業員(自営業者と自由職業者を含む)まで拡大している。年金基金運営は省レベルでの社会プールの統合を行っている。中央政府は最終的には、都市部の基礎年金制度を統一つまり全国的なレベルで社会プールの機能を統合することを目標としているが、しかし、年金財政が豊かな省が財政が逼迫している他の省の分まで負担することを嫌うため、統合の合意を得ることは難航している²²。現状として、また各省レベルで基礎年金制度の運営・給付を行っている。これによって年金制度における企業別の年金財政と個人負担なしという特徴をもった従来の負担、給付構

表3-1 新旧年金制度の比較

	改 革 前	改 革 後														
適用範囲	国有企业の労働者・職員	各種労働者・職員及び個人経営者														
財源	企業全額負担	個人・企業・国家三者負担														
給付水準	基本賃金の60~100% <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>対象</th> <th>給付 (勤続年数を基準)</th> </tr> <tr> <td>一般退休</td> <td>60~90% 20年以上 75% 15~19年 70% 10~14年 60% 10年以上 80~90%</td> </tr> <tr> <td>退職</td> <td>100%</td> </tr> </table>	対象	給付 (勤続年数を基準)	一般退休	60~90% 20年以上 75% 15~19年 70% 10~14年 60% 10年以上 80~90%	退職	100%	$\{(地域平均賃金 + 本人の加入期間の平均賃金) \div 2\} * (加入期間 \div 100) + \text{個人口座積立総額} \div \{(地域の平均寿命 + 退職時の年齢) * 12\}$ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>対象</th> <th>給付水準</th> </tr> <tr> <td>新人</td> <td>上記</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>上記と旧制度から移行に伴い付加給付</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>旧制度と同じ給付 スライド制適用</td> </tr> </table>	対象	給付水準	新人	上記	中人	上記と旧制度から移行に伴い付加給付	老人	旧制度と同じ給付 スライド制適用
対象	給付 (勤続年数を基準)															
一般退休	60~90% 20年以上 75% 15~19年 70% 10~14年 60% 10年以上 80~90%															
退職	100%															
対象	給付水準															
新人	上記															
中人	上記と旧制度から移行に伴い付加給付															
老人	旧制度と同じ給付 スライド制適用															
財政方式	確定給付賦課方式（現収現付方式）	部分積立方式 + 賦課方式														
管理方式	企業内	社会プール														

出所：1978年「労働者・職員の退職に関する国务院の暫定規定」と2005年「企業従業員の基本養老保険制度の改善に関する国务院の決定」より筆者作成

造は全面的に崩壊し始めた。代わりに、企業と個人が年金費用を負担し、年金基金ごとに採算するような負担、給付構造が制度化された。

しかし、問題になるのは、旧制度に加入している人と従来の完全賦課方式から部分積立方式への転換によって、従来の退職者への年金支給の負担を加え移行措置期の退職者に対する支給もしなければならなくなる。この「債務」が生じたのは当然である。新制度を導入した時は、この債務を誰が負担するのか、或いは解決方法をどこに求めるのかを示されなかった。政府はこの債務の一端を担う責任があることも明確にされていない。結果的に従来の国家財政が負担した給付債務を民間企業に押し付け、新制度の加入者に集中して過去の年金債務を負担させることになった。そのため、新制度のさまざまの問題を生み出している。

第4章 「隠性債務」の概念と中国年金改革の特質

1. 隠性債務の問題

中国の都市部年金制度はすでにみたように、経済体制の市場経済への移行に伴い、従来の完全賦

課方式から部分積立方式への転換によって、従来の退職者への年金支給の負担を加え移行措置期の退職者に対する支給する「債務」が生じた。

中国の年金財政問題に関する先行研究では、この年金給付債務に関して、「隠性債務」(隠れ債務)や「転換成本」(移行コスト)などの表現がしばしば用いられている。しかし、これらの用語にはどのような内容が含まれているのか、お互いにどの関係にあるのかなどについて、必ずしも共通の認識が得られていない²³。とくに、「隠性債務」や「転換成本」に関して、2つの用語には多様な内容が賦与されているので、はっきり整理する必要がある。

「隠性債務」や「転換成本」に関して、中国では次のように議論されている。国务院発展研究中心課題組（2001）は「隠性債務」は賦課方式の年金制度の下ですべての加入者が累計してきた年金の受給権益のことを指す。賦課方式の制度が維持可能であれば、前の世代が累積してきた受給権益は、次の世帯の保険料で履行されることができる。そして代々続けていく。従ってわざとこの債務を処理する必要がない。しかし、年金制度はある種の積立方式の年金制度に移行する場合、一部

あるいは全部の「隠性債務」は顕在化していく。その時償還する方策を制定しなければならなくなる。「転換成本」はこのような特定の移行目標にあわせて解決しなければならない顕在化された部分の隠れ債務のことである」と論じている²⁴。即ち、「転換成分」は年金債務の一部分に過ぎない。さらに、賦課方式の制度維持可能であれば、わざわざこの「隠性債務」を処理必要ないと理解できる。

中国の専門家、経済学者は一般的に年金制度における「隠性債務」は以下の部分をいう。

- ① 新制度実施前に退職した人員の年金。
 - ② 新制度実施前後退職した累積保険料納入15年未満の退職者に支払い過渡性養老年金および個人口座の扶助金。
 - ③ 企業から個人口座に繰り入れる部分。(～2005年)
 - ④ 何らかの原因で発生した年金補助金支出²⁵。
- 世界銀行(1998)は年金保険の「隠性債務」の定義を以下の3つに分類した。
- ① 計画終了時の債務(Accrued-to-date Liabilities)
 - ② 現制度加入者の人口債務(Current Workers and Pensioners Liabilities)
 - ③ 開放システム債務(Open-system Liabilities)

中国における「隠性債務」や「転換成本」(移行コスト)のとらえ方は世界銀行の①と②を含め、③を含まない。その債務総額について、国内外で行われている多くの研究には大きな違いが見られる。2001年世界銀行のある計算結果では6兆8500億元の不足であり(1998年基準)²⁶、2000年の国務院体制改革弁公室の計算では6兆7000億元～8兆4000億元の不足があると推計していた(2000年基準)²⁷。それぞれ1998年GDPの94%と2000年GDPの75%となっている。世界銀行2005年の推計では、この年金債務はさらに9兆1500億元に達し、2001年GDPの95%に相当すると推計されている²⁸。賈(2007)は1997年を計画終了時として、老人と中人²⁹の「隠性債務」は10.8兆元と推計し

た。その推計額は実際増加している。その原因是賃金平均増加率、年金所得代替率の変動を試算モデルに考慮するかどうかによって大きな差がでている。この計算結果はいずれにしても、2005年以前の数字であり、2005年以後、国有企業と集団所有制企業における退職者が大量に増加し、在職者が減ってきた。従って、この債務がさらに拡大している。

2. 中国の年金制度改革の特質

それでは、その債務によって現行制年金制度にどうような変化をもたらしたのか、そして、こうした変化から中国年金改革の特質をみよう。

1978年「改革・開放」以降、所有制度の変化に伴い、徐々に市場メカニズムの分配制度が取り入れられることで財政制度における「統収統支」構造、労働市場における「統包統配」構造などが崩れ、必然的に官民の役割分担の再構築が進められてきた³⁰。こうした背景の中で、公共部門に肩代わりに企業が果たした年金・医療などの提供という社会的な機能を政府や社会への要請が強まってきた。これは1980年代半ばの社会プールの試行とその後の一連の改革の要因である。鄭功成によれば、年金改革は「下から上へ」推し進めた改革である³¹。

先進国の年金改革では、年金財政危機を避けるために中央政府が主導的に取組んだが、中国の年金改革は、全体の年金財政問題を解決するより、年金の負担・給付における企業間と地域間の格差問題に着手した。この相違は、中国では改革前の年金制度自体の性質が大きく異なっていたためである。

多くの先進国では、年金制度は賦課方式を運営されている³²。そのため、高齢化と経済成長率の低下によって、賦課方式の年金財政が厳しくなったことが年金改革の主因である。しかし、中国の年金制度改革は経済体制の移行によって、財政制度や労働制度などが大きく変容したことを根本的な理由としている。

従って、中国年金制度改革は、先進国と同じよ

うに人口の高齢化によって年金給付が厳しくなったという側面が持っているが、根本な理由が違う。中国における高齢化による賦課方式の年金財政問題を考える前に、まず、従来の国家保障の給付債務はいくらあるか、その財源をどう調達するのかを考えなければならなかった。

91年「決定」は年金給付の財源を企業と個人が納付する年金保険料から調達することを制度化し、保険料率の決定と保険基金の管理・運営を地方政府に委ねることを決めた。その後、95、97、05年の年金改革によって、年金の個人口座を創設し、年金財源を保険料で調達する積立方式と賦課方式の2つの部分で賄うことが具体化されていった。しかし、従来の年金制度から新制度への移行過程に生じる給付債務（年金純債務）の財源調達については、独立した施策が講じられていない。実質的には、改革後の制度に過去の給付債務を引受させる形になっている。そのため、移行期の年金債務は必然的に現役世帯かつ新規加入者が高い保険料で賄われるような形となった。その結果は、個人の年金制度への加入意欲に影響を与え、制度自体の存続にも悪影響を与えていた。

一般的に積立方式への移行過程に顕在化される年金債務は、確定した給付額と積立てられた保険料の差額（積立不足分）だけである。中国の場合は、移行前は積立金がまったくゼロであるから、移行前の賦課方式のもとで確定した年金給付はそのまま全部年金債務になる。一方で、人口の高齢化進んでいる中で、積立方式へ移行することが先進国中でもよく議論されてきたが、実際にはその移行に踏み切った国はない。その一番大きな理由は移行期における年金債務の負担案が見出されにくいためと考えられる³³。

このように、本来ならば、国家財政が負担しなければならない給付債務がすべて民間企業と個人に押し付けられている。このような過重負担構造は、企業にも、個人にも、保険料の納付を回避するインセンティブをもたらせた。そのため、保険料の未納、滞納や出費賃金（保険料を算出する際用いる賃金）を低めに申告するなどの現象が現れ、

1990年代後半には、年金財政支出は赤字に陥り、高齢者への年金支給不能や支給延滞などの事態が生じた。

1990年代後半の年金危機をきっかけに、移行期における年金債務、即ち、移行コストの存在とそれを償還するための財源の重要性が認識され、年金財源をめぐる研究が行われた。例えば、孫（2001）は賃金を正直に申告し、それに基づいて保険料を徴収できれば、1990年代後半の年金財政赤字は起きなかつたはずであるが、移行コストの財源が解決されていなかったため年金財政赤字を引き起こしたと判断し、国債が福利宝くじでその財源を賄うべきであると主張した³⁴。王ほか（2001）は、一般均衡モデルを用いて現行年金制度といくつかの修正ケースの下で、移行コストをそれぞれ所得税、付加価値税、法人税等で賄う場合の年金財政と経済効果を分析した³⁵。その他、給付削減や社会保障税といった案を提示している。これらの先行研究は、移行期の年金債務を償還するための財源の重要性や調達方法などを提示したが、労働者と企業の年金制度への加入意欲への影響を考慮していない。

年金制度でカバーされていなかった国有・集団所有部門以外の人々を年金に加入させることによって、年金財政負担を緩和することは間違ってはいないと思われるが、旧制度下で約束した年金支給債務が消えないまま、保険料率を高く設定せざるをえないため、負担能力に乏しく低所得層は、年金制度に加入したくても加入できない事態をもたらすことになり、そのままでは、問題は解決できない³⁶。

新制度のカバー率を高めるためには、その債務を新制度から切り離さなければならない。移行期の債務は、経済体制改革に伴うコストのひとつであり、新制度の財源から切り離して保険料以外の国家財政によって返済すべきであろう。

現行年金制度は外形的には世界銀行が唱える「多くの支柱」の年金保障体系とみられるが、根本の違いがある。「多くの支柱」体系の確立は、基金の供給源と調達方式の内容を含んでいる。この

体系は、目的は老人の生活の保障と経済の発展促進の原則から出発して、国の再分配の責任、企業保険の責任と個人の自己保障の責任によって共同で支える年金制度を確立することによって、効果的に老年生活リスク保障方式を確立することができる。

しかし、中国の年金制度の設計においては、政府の責任を減輕することを重視されたために、企業と個人の責任だけを重くし、従来国家財政が負担した給付債務をすべて民間企業に押し付けることになった。そして、企業の負担が重くなったことから、企業の納付逃れ、納付回避の傾向が強まり、「広くカバーする」という目標とは逆の結果をもたらしている。これが中国において多階層の年金制度体系がうまくいっていない主因である。

このような施策は、中国の社会保障の全体に及んでいる。1978年以来、社会主义市場経済体制を確立し、国の現代化の実現を目指し社会改革を行ってきた。この過程で、高度に集中した計画経済の時代に形成された伝統的な保障制度は社会主义構造の変更によって解体され、90年代から「國家・企業・個人」三者負担の方向へ転換された。いまや政府の負担を減輕することは中国の社会保障制度設計の主な目的となっている。それは、現在の社会保障改革の世界潮流とも合致している。しかし、こうした改革では憲法に定められた公民の生存権利において国家が担うべき責任を果たすことにはならない。しかも、政府は極力「低水準」と個人的責任を特徴とした長期目標を強調したため、改革に対する国民は政府に対する信頼度の低下をもたらし、早期繰上げ退職³⁷といった深刻な問題を誘発するとともに、消費を手控え、貯蓄を増やして不測の事態を防ごうする心理が一層強まって、制度の運営を揺れ動かしている³⁸。

おわりに

第1章で述べたように、中国はこれからの30年間に4億人を超えた高齢者を抱える超高齢者大国になる。いかに増えつつある高齢者の生活を

守りながら、社会安定と経済成長を成し遂げることが中国にとって避けられない課題となっている。

中国の高齢化の特徴と経済力などから考えると、中国の年金制度全体として目指すべき方向は、高いカバー率を実現できるような制度の確立でなければならない。そして、その制度は経済の発展に伴い、農村－都市間の出稼ぎ労働者の移動と、国有部門－民間部門間の労働者の移動に対応できるものでなければならない。今まで見てきた通り、中国の年金制度の構築は移行過程にあるという社会背景の中で、極めて複雑かつ困難であり、もし、非国有部門の労働者特に農村からの出稼ぎ労働者を含め、すべての労働者を年金に加入させることができれば、年金制度の財政状況を改善し、維持可能な年金制度を構築することができるだろう。

しかし、それを実現するために、少なくともいくつかの前提条件が必要である。

第1に、出稼ぎ労働者は都市部への流入によって農村部の高齢化がより深刻になることが予想されるため、それに応じて農村高齢者に老後生活保障に関する制度を充実することが必要である。従って、都市部と農村を統合した年金制度の構築を行う必要がある

第2に、都市部の年金制度は移行過程時の財政状況だけではなく、将来世帯の利益を考慮して制度を長期的に運営できるような仕組みをつくるなければならない。高齢化社会において、将来の世帯まで見込んで、長期的に年金財政の収支・運営・管理をバランスが取れるように給付水準を制定しなければならない。

第3に、現行年金制度の負担構造を是正することである。すでに述べたように、計画経済期から市場経済への移行による歴史債務は移行期の現役世帯かつ新制度の加入者に集中して負担してもらっている。債務を現役加入者の再分配によって解決することは行き過ぎである。従って、その債務を新制度から切り離して保険料以外の国家財政によって返済すべきであろう。

こうした種々の問題に対応するためには、現行の年金制度の役割・機能やその負担のあり方について改めて考えることが必要であろう。

注

- 1 先進諸国は65歳以上の人口を高齢人口とされているが、アジア多くの国は60歳以上の人口を高齢人口を指す。したがって、高齢化社会の定義について、張記濤（2001）によれば、①60歳以上の高齢者人口は、総人口の10%以上を占める社会、②65歳以上の人団は、同7%以上を占める社会という2種類の社会現象を指す。本稿もこの定義をとる。
- 2 特別な説明がない限り、本論文でいう年金や年金問題は公的年金のことを指す。
- 3 何立新（2008）『中国の公的年金制度改革－体制移行期の制度的・実証的分析』、東京大学出版社、9頁。
- 4 例えば、計画経済期、年金制度は賦課方式であっても、必ずしも市場経済下の賦課方式と同じではない。企業内年金制度を運営しても、一般的に考えられる企業保険とは同じものではない。さらに、先進国の年金制度改革の理由は、高齢化と経済成長の低下による年金財政問題を解決するのは普遍であるが、中国の場合には年金改革が実施された理由は必ず同じとは限らない。
- 5 1936年の出生率は1000人あたり約38人で、死亡率は1000人当たり28人、従って、自然増加率はわずかに1000人当たり10人ほどと見積もられている。 チェン・イ（1991）「中国の人口政策－新たな挑戦と方策」国際家族法学会第6回世界会議国内委員会編『高齢化社会－その苦悩と政策への挑戦』、日本加除出版株式会社、47頁。
- 6 チェン・イ（1991）、前掲書、47-50頁を参考した。
- 7 田雪原（2006）「中国人口問題の現状と将来」若林敬子編『中国人口問題のいま』、ミネルヴァ書房、29頁。
- 8 中国における高齢化の3段階仮説は杜鵬（1994）『中国人口老齢化過程的研究』、北京：中国人民出版社、133-135頁に参考させたい。
- 9 杜鵬（1994）、前掲書、136-148頁を参考した。
- 10 王文亮（2008）『現代中国の社会と福祉』、ミネルヴァ書房、84-85頁。
- 11 若林敬子（1996）『現代中国の人口問題と社会変動』、新曜社、216頁。
- 12 現在、中国の家族構成の典型的な三世帯である。2は夫婦2人を指し、4は夫婦双方の親、1は一人っ子である。
- 13 王文亮（2001）『21世紀に向かう中国の社会保障』、日本橋報社、93頁。
- 14 中国労働社会保障部・国家統計局『1998年労働と社会保障事業発展年度報告』、中国労働保障報、1999年6月17日付。
- 15 中国労働・社会保障部・国家統計局編『中国労働統計年鑑』1998年版、中国統計出版社、795-797頁。
- 16 中国労働・社会保障部・国家統計局編『中国労働統計年鑑』1998年版、中国統計出版社、491頁。
- 17 労働部の「1992年から2050年全国都市従業員養老保険と定年退職者の予測」によれば、2000年には、都市従業員数は1億7901万人、退職者は3654万人、年金総額は2099億元、1人当たり年金額は5745元に達すると予測される。しかし、98年の年金総額がすでに2000年の予想額を超えた。
- 18 張紀濤（2001）、前掲書、267頁。
- 19 中国研究所編（2001）『中国は大丈夫か？－社会保障制度のゆくえ』、創土社、5頁。
- 20 路風（1993）「中国単位体制の起源と形成」、『中国社会科学季刊1993年第1巻』、56頁。
- 21 劉燕生（2002）「現行制度の問題点と研究」大塚正修・日本経済研究センター編『中国社会保障改革の衝撃－自己責任の拡大と社会安定の行方』、徑草書房、65頁。
- 22 何立新（2008）、前掲書、73-75頁。
- 23 崔（2002）も、「隠性債務」や「転換成本」に対して異なった理解があり、さらにサンプル抽出、バラメータ選定などの様々な違いが加えるため、国内外で行われている多くの研究には大きな違いがあると指摘した。崔少敏（2002）「基金とその財務状況」大塚正修・日本経済研究センター編『中国社会保障改革の衝撃－自己責任の拡大と社会安定の行方』、勁草書房、79頁。
- 24 國務院発展研究中心課題組（2001）『中国養老保障制度改革』、中国发展出版社、45頁。
- 25 劉小梅（2002）、前掲書、175頁。
- 26 何平（2001）「中国養老保険基金測算報告」、『社会保障制度』第3期、23頁。
- 27 崔少敏（2002）、前掲論文、79頁。

- ²⁸ 何立新（2008），前掲書，107頁。
- ²⁹ 中国年金制度は加入対象を老人、中人、新人に分けている。老人は年金改革以前に定年となった者をさす。中人は年金改革以前に就職し、改革後に定年となり、加入期は15年になれない者をさす。新人は新制度に保険料を15年以上に納付する者をさす。
- ³⁰ 何立新（2008），前掲書，76頁。
- ³¹ 鄭功成（2002），前掲書，89頁。
- ³² ドイツ、オランダ、スイス、イギリス、フランスでは、年金制度の財源はすべて社会保険料によって調達される。日本とカナダは社会保険料以外に、一般税収からの財源もある。嵩さやか（2006）『年金制度と国家の役割－英仏の比較法的研究』、東京大学出版社、28-43頁を参考した。
- ³³ 何立新（2008），前掲書，107-108頁
- ³⁴ 孫祁祥（2001），前掲論文，20-27頁。
- ³⁵ 王小卓・管化（2001），『通過税収途經解決養老保險隱性債務』、企業管理出版社、54-60頁。
- ³⁶ 何立新によれば、2005年改革案は、若い世帯の生涯純移転率を引き上げることによって、若い世帯の加入意欲を促進する効果が期待できる一方で、年金純債務を拡大する効果もある。もし増加した移行期の年金純債務の財源を保険料で賄うと、28%の保険料率さらに引き上げる必要があると指摘した。何立新（2008），前掲書，151頁。
- ³⁷ 90年代中期、経営難に苦しむ国有企业の負担を軽減するため、一部の地域や業界で従業員の定年を繰り上げて正規退職者とすることを認めた。繰り上げ退職をさせれば、年金保険基金から年金支給され企業の入件費を節約できるため、多くの企業がこの措置を利用した。しかし、なかには20歳台の退職者がいるという悪用が各地でみられ、98年から繰り上げ定年退職を禁止した。
- ³⁸ 藤田桂子（2002）「企業経営からみた中国社会保障改革」大塚正修・日本経済研究センター編「中国社会保障改革の衝撃－自己責任の拡大と社会安定の行方」、勁草書房、149頁。

参考文献

＜日本語文献＞

- 大塚正修・李粹蓉（2002）「社会の安定と社会保障」
大塚正修・日本経済研究センター（2002）編『中国社会保障改革の衝撃』、勁草書房
- 大塚正修・李粹蓉（2002）「中国の社会保障制度の特徴」大塚正修・日本経済研究センター（2002）編『中国社会保障改革の衝撃』、勁草書房
- 王文亮（2001）『21世紀に向かう中国の社会保障』、日本橋報社
- 王文亮（2004）『九億農民の福祉』、中国書店
- 王文亮編（2008）『現代中国の社会と福祉』、ミネルヴァ書房
- 金子能宏・何立新（2000）「中国国有企業における退職行動と年金制度改革」、国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究』第132号
- 金子能宏・何立新（2003）「中華人民共和国の社会保障」広井良典・駒村康平編『アジアの社会保障』、東京大学出版社
- 何立新（2008）『中国の公的年金制度改革－体制移行期の制度的・実証的分析』、東京大学出版社
- 駒村康平（2003）「アジアの経済発展と社会保障」広井良典・駒村康平編『アジアの社会保障』、東京大学出版社
- 崔少敏（2002）「基金とその財務状況」大塚正修・日本経済研究センター編『中国社会保障改革の衝撃－自己責任の拡大と社会安定の行方』、勁草書房
- 財団法人自治体国際協会編（2003）「中国の年金制度改革」『CLATR REPORT』NO249
- 沢田ゆかり（2004）「地域政府と年金制度改革」天児慧『現代中国の構造変動 4 政治－中央と地方の構図』、東京大学出版
- 焦培欣（1999）「中国における社会保険制度の史的展開過程（1942-82）」、『中央大学経済研究所年報』第30号
- 新野直彦（1999）「中国の「分税制」改革」総合研究開発機構編『中国市場経済の成長と課題』、NTT出版
- 関根栄一（2006）「自助努力を促す中国の年金制度改革」資本市場クォータリー、野村資本市場研究所
- 田多英範（2004）「生活保障制度から社会保障へ」田多英範編『現代中国の社会保障制度』、流通経済大学出版会、
- 張紀溝（2001）『中国の社会保障論』、創成社

中国研究所編（2001）『中国は大丈夫か？－社会保障制度のゆくえ』、創土社

鄭功成（2007）「中国社会保障制度変遷と評估」広井良典・瀬潔編（2007）『中国の社会保障改革と日本－アジア福祉ネットワークの構築に向けて』、ミネルヴァ書房

中兼和津次（1999）「中国における地域格差の構造とメカニズム」総合研究開発機構編『中国経済改革の新展開』、NTT出版社

中兼和津次（2000）「中国社会保障制度の課題と焦点」、『海外社会保障研究』第132号

中兼和津次（2002）『経済発展と体制移行』、名古屋大学出版社

日本労働研究機構（1998）『中国の労働・社会保障システムの基礎的研究(1)』 日本労働研究機構発行資料シリーズNO.79

藤田桂子（2002）「企業経営からみた中国社会保障改革」大塚正修・日本経済研究センター編『中国社会保障改革の衝撃－自己責任の拡大と社会安定の行方』、勁草書房

丸川知勇（2000）「中国の企業における雇用と分配－改革の効果」、国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究』第132号

劉燕生（2002）「現行制度の問題点と研究」大塚正修・日本経済研究センター編『中国社会保障改革の衝撃－自己責任の拡大と社会安定の行方』、徑草書房

劉小梅（2002）『中国の改革開放と社会保障』、汐文社

劉德強（2001）「国有企業改革は失敗したか？」南亮進・牧野文夫編『中国経済入門』、日本評論社

若林敬子（1996）『現代中国の人口問題と社会変動』、新曜社

＜中国語文献＞

陳冬紅・王敏（1996）『社会保障学』、西南財政大学出版社

陳勝利（1996）『1982～1992中国人口状況の変化』、北京：中国人口出版社

董克用・王燕編（2000）『養老保險』、北京：中国人民政府出版社

杜鵬（1994）『中国人口老齢化過程の研究』、北京：中国人民政府出版社

桂世勲（2000）『老齢化的新挑戦と搞好老年保障』、上海文化出版社

国务院发展研究中心课题組（2001）『中国養老保險制

度改革』、北京：中国发展出版社

何平（1997）『国有企业改革中的社会保险』、北京：經濟科学出版社

何平（2001）『中国養老保險基金測算報告』、『社会保障制度』第3期

雷潔涼（1999）『中国社会保障体系的建構』、太原山西出版社

李路路（1994）「中国的单位現象与体制改革」、『中国社会科学季刊1994年第1卷』

李培林（1996）「流动民工社会網絡和社会地位」、『社會学研究』第4期

李実（2008）『中国居民收入分配研究III』、北京：中国人民大学出版社

路風（1993）「中国单位体制の起源と形成」、『中国社会科学季刊1993年第1卷』

彭希哲・宋韜（2002）『農村社会養老保險研究総述』、『人口学刊』第5期

余健明（1998）『中国社会保障全書』、北京：中国計画出版社

瀬才彬（1999）『中国經濟読本』、亞紀書店

世界銀行（1997）『老年保障－中国的養老年金体制改革』、北京：中国財政經濟出版社

世界銀行（2005）『中国社会保障改革の戦略選択方案』、北京：中国发展出版社

孫光德・董克用（2000）『社会保障概論』、北京：中国人民大学出版社

孫立平（1992）『国家与社会の結構分化』、中国社会科学季刊第1卷

孫立平（1994）『改革前後中国大陆国家、民間統治精英及民衆間互動関係的演变』、『中国社会科学季刊』第1卷

孫祁祥（2001）「空帳与転軌成本－中国養老保險体制改革の効應分析」、『経済研究』第5期

田雪原（2000）『跨世紀人口与發展』（『田雪原文集』三）、北京：中国経済出版社

王思斌（1997）「略論当前我国社会保障体系の建構」、『華中師範大学学報（哲社版）』1997年第6期

王小卓・管化（2001）『通過税収途経解決養老保險隱性債務』、企業管理出版社

王晓軍（2000）『中国養老年金制度及精算評価』、北京：企業管理出版社

吳敬連（2004）『当代中国経済改革』、上海遠東出版社

趙躍輝・徐建国（2001）「我国城鎮養老保險体制改革中的激励機制問題」、『経済学季刊』第1卷第1期

鄭功成（2002）『中国社会保障制度変遷と評估』、北

- 京：中国人民大学出版社
中国国家統計局編（2005）『2005中国発展報告』，中国
統計出版社
中国国務院発展研究センター・中央社会科学院編
(1994年)『中国経済（上）（下）』，北京：中国計
画出版社
中国労動部課題組（1992）『中国养老保险予測報告』，
北京：中国計画出版社
中国経済研究和諮詢項目組（2006）『中国社会保障体
制改革：問題と建議』，北京：中国計画出版社